

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,880人」を「2,964人」に、「8,347人」を「8,431人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県立病院の医療体制を強化するとともに経営改善を図るため、病院事業局の職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。